

刑裁導入起案のための事実認定ガイド

☐ 「刑事第一審公判手続の概要(参考記録)」を題材にして ☐

刑事裁判教官室

このガイドは、「刑事第一審公判手続の概要(参考記録)」を題材として、導入起案へ向けての事実認定の基本的な手法を自習してもらうための教材である。

「刑事裁判修習読本」(特に第1編第1章、第2章)を読んだ上で、以下のQについて検討し、導入起案に向けて準備しよう。

※ 導入起案で検討を求められるのは、公判審理終結時における証拠関係に基づく、いわば「評議・判決段階」で行われる事実認定である(実施上の注意点は「刑裁導入起案について」参照)。しかし、事実認定能力が刑事手続の様々な場面で求められるものであることは留意しておくべきであり、とりわけ公判開始前の争点整理能力の重要性は十分に認識しておく必要がある(刑事裁判修習読本第1編第1章第2の1(以下、単に編や章のみを指摘する。))。

※ ☞は、刑裁教官室が実施する起案に特有の留意点である。起案では、限られた時間の中で事実認定上の問題を集中的に検討する必要があるため、形式面、実質面で起案特有の留意点がある。このガイドの☞は、そのような起案上の留意点を指摘したものである。

☐ 起案を書く前にまず争点と証拠の構造について考えてみよう。

第1 争点について考えてみよう

※ 第1編第1章第2の2、第3の2、3

- 1 争点とは何か。要証事実とは何か。なぜ、争点を把握する必要があるのか。[Q1]
- 2 本件の争点は、被告人と犯人との同一性であるが、それは記録のどこを見ると分かるか。本件で、放火によって被害が発生したことは争点か。[Q2]
- 3 被告事件(公訴事実)に対する被告人及び弁護人の陳述は、何のために行うのか。[Q3]

第2 証拠の構造を把握しよう

※ 第1編第1章第1の4、第2の2、第3

1 証拠の構造とは何か。証拠の構造を把握する意味は何か。〔Q4〕

2(1) 直接証拠とは何か。〔Q5〕

(2) 間接証拠とは何か。〔Q6〕

(3) 間接事実とは何か。〔Q7〕

3(1) 直接証拠に基づく認定はどのようになされるのか。〔Q8〕

(2) 間接事実に基づく事実認定はどのようになされるのか。直接証拠に基づく認定とどのような点で異なるのか。〔Q9〕

Q 直接証拠に基づく認定は？

サイ太：直接証拠がある場合は、どうやって事実認定をすればよかったかなあ？

ケイ子：えっ、もう忘れたの。刑裁修習読本で視点は指摘されていたじゃない。直接証拠がある事案では、まず直接証拠となる供述の信用性判断が重要になるわ。その信用性が肯定できれば、争点について認定ができるはずよ。

サイ太：そうか、供述の信用性は、ええと・・・

ケイ子：刑裁修習読本に、供述の信用性を検討する際の着眼点がちゃんと指摘されていたはずよ。

サイ太：そうだったね。ところで、直接証拠があつて、ほかにも間接事実がある場合は、どうやって考えていけばいいんだろう？

ケイ子：私も、直接証拠がある場合に、間接事実のように要証事実を推認させるような事実が、どう働くのかが、ちょっと分からなかったわ。

⇒：直接証拠がある場合の間接事実の位置づけ

考え方はいろいろあるが、そのような事実は、通常、直接証拠を裏付ける事実となることが多い。直接証拠がある事案では、端的にその信用性を検討する方が分かりやすく、間接事実のような要証事実を推認させる事実は、直接証拠を裏付ける事実という観点から検討するのがオーソドックスであろう（第1編第1章第3の3(2)「直接証拠の有無の検討」）。

サイ太：なるほど。直接証拠の信用性を支える事実として考えるってことだね。

4 本件の証拠の構造を意識して、証拠を読んでみよう。

(1) 起訴状と証拠等関係カードの記載から、検察官の立証の構造、弁護人の反証の構造を、あれこれ想像してみよう。その上で、証明予定事実記載書や予定主張記載書面の内容と比べてみよう。〔Q10〕

(2) 検察官の立証の構造や弁護人の反証の構造を念頭に置きながら、証拠を読んでみよう。〔Q11〕

5 証拠の構造の出発点

(1) 本件で、争点についての直接証拠はあるか。〔Q12〕

(2) 菅野証言のうち、犯行直後ころ現場近くで男性を目撃したという証言は直接証拠となるか。〔Q13〕

後記〔Q33〕〔Q34〕も踏まえて考えてみよう。

(3) 本件の証拠の構造について、どのように考えるべきか。〔Q14〕

⇒ 起案では、証拠の構造を意識した検討をする必要はあるが、証拠の構造自体を指摘する必要はない。つまり、「直接証拠があるからその信用性を検討する」とか「直接証拠がないから、間接事実から推認できるか検討する」といった前置きの記載は必ずしも必要ではなく、直ちに、実質的な検討内容に入ってよい。

第3 争点を意識しながら間接事実を拾い出してみよう

* 第1編第1章第3の3

1 本件で、被告人と犯人との同一性について積極方向に推認させる間接事実にはどのようなものがあるか。〔Q15〕

2 本件で、被告人と犯人との同一性について消極方向に推認させる（積極方向の推認を妨げる）間接事実はあるか。〔Q16〕

△ さあ、起案してみよう！

サイ太：争点を意識しながら、証拠等関係カードや証拠を読んでいくと、証拠の構造の大枠が見えてくるね。証拠の構造が見えてきたら、それを意識しながら、次に積極、消極の間接事実となりそうな事実を拾い出すんだね。そうすると、争点との関係で何が重要な事実かが分かってきて、起案の構想が見えてくるね。

ケイ子：構想がまとまったら起案してみましよう。

サイ太：でも、どういう順番で書けばよいのかなあ？

ケイ子：起案では特に形式的なルールはないみたいよ。証拠から事実を認定し、争点についての結論に至る検討過程をていねいに説明すればいいんじゃない。

サイ太：立証責任を負っている検察官の立証が成功しているかどうかは鍵だから、まず積極的間接事実から書いていくことになるね。

⇒：「動かし難い事実」の扱い方

刑事裁判実務においては、争点判断の前提として最初に「動かし難い事実」を示す例が少ない（「動かし難い事実」の意義については、第1編第1章第3の6(2)「事件の全体像の把握」、第2章第2の3「動かし難い事実のとらえ方（再考）」参照）。しかし、導入起案では、時間の制約があること、「動かし難い事実」自体が一種の証拠評価であることなどから、「動かし難い事実」を起案の冒頭にまとめて示すことは必要でない。証拠の信用性や事実の証拠価値を検討するために必要な限度で言及すれば足りる。

第4 証拠から間接事実を認定し、そこから被告人と犯人との同一性は、どのように推認されるか、検討してみよう

* 第1編第1章第1の3、第3の5

Ⓐ 検討のプロセスを大切に！

サイ太：まずは、事実が証拠から認定できるか、その検討が大事だね。

ケイ子：次に、認定した事実を論理的に積み上げて、被告人と犯人との同一性を推認できるかどうかを考えてみるのが大切になるね。

サイ太：いずれも、その判断の中で何が重要になるかを意識しながら、合理的で説得的な判断過程を起案に表すことができるかが大事になりそうだな。

1 犯人のけがと被告人のけがとの符合

(1) 犯人がけがをしたかどうかについて考えてみよう。

ア 次の①から④について、どの証拠から、どのような事実が認められるか考えてみよう。

① 事件後、被害者方の玄関ドアの明かり採りガラス窓はどのような状態であったか。〔Q17〕

② そのガラス窓は、いつ、どのようにして破損したと認められるか。〔Q18〕

③ 現場に遺留されていた血こんは、どこに、どのような状態で付着していたか。〔Q19〕

④ その血こんは、いつ、どのようにして付着したと認められるか。〔Q20〕

Ⓑ 田村証言の信用性

ケイ子：この辺りの認定には、田村証言の信用性を検討する必要があるわね。

サイ太：田村証言の信用性はどこで検討すればいいんだろう？

⇒：このガイドでは後にまとめて検討している（第5の1参照）が、起案では、このガイドのよ
うにまとめて検討してもよいし、必要に応じて適宜の場所で検討してもよい。当該証言が複
数の場面に関係しているような場合には、ある場面で検討した上で「前記のとおり」、「後
記のとおり」として検討部分を引用するという書き方もある。

サイ太：なるほど、どこかで一度検討すればよい、ということだね。

イ ①から④までの事実から、犯人は住居侵入時にけがをしたといえるか。〔Q21〕

ウ さらに、犯人は左手にけがをしたといえるか。〔Q22〕

(2) 被告人の左手のけがについて、どの証拠から、どのような事実が認められるか
考えてみよう。

ア 被告人の左手には、いつの時点で、どのような傷があったか。〔Q23〕

イ その状況から、被告人の左手のけがは、いつごろ、どのようなことが原因で
生じたと認められるか。〔Q24〕

(3) 犯人が負ったと思われるけがと被告人のけがはどのような点で符合しているか。
〔Q25〕

(4) この間接事実の推認力（推定力ともいう。以下、同じ。）を考えてみよう。

ア この間接事実には、被告人と犯人との同一性を推認させる力（推認力）があ
るか。あるとすれば、それはなぜか。〔Q26〕

イ その推認力はどの程度か。その強弱を考えてみよう。〔Q27〕

④ 間接事実の「推認力」って？

サイ太：起案では、間接事実を証拠から認定した後に、なぜその事実から被告人と犯人との同一性を推認できるか、どの程度推認できるかについて、検討するんだよね。

ケイ子：そうね。この事件では、犯人のけがと被告人のけがが符合しているということが、どうして被告人が犯人であることを推認させるのか、どの程度の強さで推認させるのかっていうことを考えてみることね。

サイ太：要するに、間接事実が争点との関係でどのような意味を持っているのかを考えるってことだね。ところで、推認力の程度って、具体的に起案にはどう書けばいいのだろう？

⇒：推認力の程度の書き方は、決まった表現があるわけではないが、その程度が分かるような

表現であればよい。例えば、「強い」とか、「弱い」という表現でよい。その中間は色々な表現があり得ようが、「相当程度」とか「一定程度」とかでもよい。

⇒：間接事実ごとの評価

起案では、間接事実が争点との関係でどのような意味を持っているかを厳密かつ的確に評価してもらうため、間接事実ごとに推認の過程と推認力の強さを検討することが求められる。特に、本件のように独立した間接事実が複数あって、個々の間接事実について推認力の程度を表現できる場合には、個々の間接事実が有する推認力の程度を表現することが求められる。

2 犯人が現場に遺留した血こんの血液型・DNA型と被告人のそれとの一致

(1) 現場に遺留された血こんと被告人の血液との関係について、証拠に基づいて考えてみよう。

ア 現場に遺留された血こんは犯人のものといえるか。〔Q28〕(→1(1)ア参照)

イ 現場に遺留された血こんの血液型・DNA型と被告人の血液の血液型・DNA型は一致するか。〔Q29〕

ウ 現場に遺留された血こんと被告人の血液の血液型・DNA型がすべて一致する出現頻度はどの程度か。〔Q30〕

(2) この間接事実の推認力を考えてみよう。

ア 現場に遺留された血こんの血液型・DNA型と被告人のそれとが一致するという事実には、被告人と犯人との同一性を推認させる力(推認力)があるか。あるとすれば、それはなぜか。〔Q31〕

イ その推認力はどの程度か。その強弱を考えてみよう。〔Q32〕

🗨️ 間接事実のとらえ方

サイ太：間接事実1で「犯人のけがと被告人のけがとの符合」を取り上げ、間接事実2で「犯人が現場に遺留した血こんの血液型・DNA型と被告人のそれとの一致」を取り上げているけど、この2つの間接事実は完全に独立したものと見ていいのかなあ？

ケイ子：けがが符合することと、血こんの血液型・DNA型が一致することはそれぞれ独立して生じ得るから、一応別の間接事実として考えてよいと思うわ。ただし、けがが符合することについては、その間接事実だけでどれだけの推認力を有するのかわについては、よく考えた方がいいわね。

サイ太：なるほど。では、このような考え方はどうだろう。被告人の血液型・DNA型が犯人の血液型・DNA型と異なっていたら、けがの状況が符合していても、間接事実1は推認力がなくなるような気がするんだ。そう考えると、二つは独立した間接事実でないようにも思うん

だよね。

ケイ子：確かに二つは密接に関連しているわね。ただ、一つの間接事実に余り多くの要素を含ませると検討過程が複雑になる場合があるし、ある程度独立した意味を持っている事実なら独立した間接事実として切り取った方が分かりやすいことにも気をつけないとね。結局、独立した間接事実として検討しても、最後に間接事実を総合評価すれば結論は同じになるから、考える順序の問題ともいえそうね。

サイ太：そうか。刑裁修習読本（第1編第1章第3の5(1), (2)）でも、事実の持つ証拠価値は、他の事実と組み合わせることで高くなったり、低くなったりすると指摘されていたから、どれだけの事実と一緒に組み合わせるかによって、その構成は異なるんだな。ただ、大事なことは、その事実の集合体としての間接事実が、どのような理由に基づき、どのような意味を持つのかを、起案に表すことなんだね。

3 犯行直後に現場近くで目撃された犯人である可能性が高い人物と被告人との類似

(1) 現場近くで目撃された人物について考えてみよう。

ア 菅野が現場近くで目撃した人物は犯人と断定できるか、それとも、犯人である可能性が高い人物にとどまるか。目撃された場所、時刻及び目撃された人物の行動から考えてみよう。〔Q33〕

イ 菅野証言は、その証言内容としては、現場近くにいた人物と被告人が同一人物であるという供述（識別供述）か、それとも似ているという供述（類似供述）か。〔Q34〕

ウ 菅野証言によれば、その人物についてどのような特徴が認められるか。〔Q35〕

㊦ 菅野証言の信用性

サイ太：菅野証言の信用性が問題となるけど、どこで検討すればいいのかな？

ケイ子：田村証言と同じで、起案ではここで検討してもいいと思うわ。（→第5の2参照）

(2) 被告人について、どの証拠から、どのような特徴が認められるか。〔Q36〕

(3) 現場近くで目撃された人物の特徴と被告人の特徴とを比べてみよう。〔Q37〕

(4) この間接事実の推認力を考えてみよう。

ア この間接事実には、被告人と犯人との同一性を推認させる力（推認力）があるか。あるとすれば、それはなぜか。〔Q38〕

イ その推認力はどの程度か。その強弱を考えてみよう。〔Q39〕

㊦ 推認力の強さ

サイ太：この事件では、現場近くを通った男は犯人とは断定できないってことかあ。

ケイ子：それに、被告人とその男は似ているというだけで、同一人物だとはいえないわ。

サイ太：一致している特徴も一般的なものだよね。だから、この事実の推認力は余り強くないんだね。

4 被告人には動機を形成する原因事実があること

(1) 本件は、犯行の態様に照らして、愉快犯による犯行と考えられるか、それとも、被害者に対して恨みなどの特別な感情を抱いている者による犯行と考えられるか。〔Q40〕

(2) 被告人には、犯行の動機を抱くに至る事情が認められるか。それはどのような事情か。〔Q41〕

(3) この間接事実の推認力を考えてみよう。

ア この間接事実には、被告人と犯人との同一性を推認させる力（推認力）があるか。あるとすれば、それはなぜか。〔Q42〕

イ その推認力はどの程度か。1や2の間接事実の推認力と比較してどうか。〔Q43〕

㊦ 「事実」と「評価」

サイ太：1の間接事実では、「犯人のけがと被告人のけがとの符合」とあって、3の間接事実では「犯人である可能性が高い人物と被告人との類似」とあったけど、1の間接事実の符合も共通点があるということで「同じけが」とまでいえないし、3の間接事実も「似ている」というだけで「同じ」といえないんだけど、証拠から認定できる間接事実は、このような幅のある事実でいいのかな？

ケイ子：証拠から認定できる事実は、あくまでも具体的な事実だと思うわ。抽象的に「けがが符合していること」とか「似ていること」ではなく、具体的に認定できるけがの状況、具体的に認定できる犯人の顔の特徴と被告人の顔の特徴が証拠から認定できる事実なんじゃないかしら。「けがが符合していること」とか「似ていること」というのは、事実に対する評価のような気がするけど。

⇒：具体的な事実を！

間接事実も事実である以上、証拠から認定できる具体的な事実（例えば、「犯人は身長170 cm前後でやせ型、ややあごの張った浅黒い顔色で、右目の下にほくろがあった。被告人は173 cmで体重50 kg、あごの張った顔で日焼けした顔色をしている。右目の下にほくろがある。」）が間接事実であり、その事実に対する評価的な判断（例えば、前記の例では「似てい

る)は、その証拠価値の評価である。このガイドでは、間接事実を指摘する場合に、具体的な事実を、一々繰り返し指摘するのは煩瑣なため、便宜上、評価を加えた事実(例えば、「犯人と被告人が似ていること」)で表している。起案においても、本ガイドのような評価的なタイトルをつけて検討してよいが、検討の過程においては、具体的な事実をきちんと指摘し、その証拠価値を的確に評価することが重要である。

5 その他の間接事実の有無

- (1) その他、被告人が犯人であることをうかがわせる間接事実はあるか。〔Q44〕
- (2) 仮に、被告人が犯行直後に犯行現場に向かう消防車に関心を示したという事実が認められるとした場合、この事実には、被告人が犯人であることを推認させる力(推認力)があるか。〔Q45〕
- (3) 被告人には、非現住建造物等放火(平成元・7・18宣告)という同種の前科があるが、この事実を被告人と犯人との同一性の推認に用いることは許されるか。〔Q46〕

⇒ 事実と証拠の対応関係

証拠から事実を認定した場合には、その根拠となった証拠を起案中に摘示する必要がある。この場合に、例えば、10の事実をまとめて摘示し、その根拠となった証拠をまとめて10挙げるという書き方では、事実と証拠の対応関係が分からず、不適當である。特に、その事実が重要な意味を持つ場合には、事実と証拠の個別の対応関係を意識すべきである。ただ、事実の重要性の程度と対応関係の容易さから、ある程度まとめた書き方でも相当な場合もある。要は、事実の重要性の程度に応じて、大雑把な証拠摘示といわれたいような摘示を心掛けるべきである。

ⓐ 間接事実から推認できる「犯人」とは？

サイ太：間接事実として意味があるのは1～4ということになったね。

ケイ子：被告人と犯人との同一性を考える上で、重要になるのは、1と2になるかな。

サイ太：ちょっと考えていたんだけど、この1～3の事実は、被告人が住居侵入の犯人であることは推認させるんだけど、被告人と放火犯人との同一性を推認させるかは、もう少し検討が必要な気がするんだ。

ケイ子：確かにそうね。1と2は、侵入の際に付着した血こんを出発点としているし、3は、ガラスの割れた音、つまり侵入行為の直後に目撃された不審者だから、いずれも、直接的に結びつくのは、住居侵入行為ということになるわね。

サイ太：となると、分析的には、本件での住居侵入犯人が本件放火をしたといえるのか、ということを検討することが必要になるね。ただ、住居侵入と放火の犯行場所が同じで犯行時刻が極めて接近していることを考えると、その検討は、難しくはないけど。

ケイ子：そう考えると、この事件は、重要な間接事実がいずれも住居侵入とのみ直接に結びついている点の特徴かもね。重要な間接事実が放火と直接的に結びついていれば、家屋内での放火である以上、住居侵入の犯人であることも必然的に肯定されることになると思うわ。

サイ太：そうだよな、事実認定って奥が深いなあ。

第5 供述の信用性を検討してみよう

※ 第1編第1章第4

1 田村証言の信用性

(1) 田村は、現場に遺留された血こんの状態について、どのような証言をしているか。〔Q47〕

(2) 刑事裁判修習読本で指摘されている供述の信用性判断に関する次の指標(☞)のうち、血こんの状態に関する田村証言の信用性を判断する上で重要と思われるものは何か。重要と思われる指標に着目しながら、田村証言の信用性を検討してみよう。〔Q48〕

- ☞ 事件や被告人との関係でうそを述べるような利害関係はあるか。
- ☞ 知覚（観察）、記憶の条件（例えば、明るさ、距離、観察時間、観察の意識性、観察能力等）はどうだったか。
- ☞ 供述を裏付ける証拠はあるか。
- ☞ 供述内容の具体性、合理性等はどうか。
- ☞ 供述経過（供述の不合理な変遷の有無）はどうか。
- ☞ 供述態度はどうか。

2 菅野証言の信用性

(1) 菅野は、前で検討した4つの間接事実のうち、どの間接事実についてどのような証言をしているか。〔Q49〕

(2) 菅野証言のうち、ガラスが割れるような音を聞いたこと及びその時刻に関する証言部分について、前に指摘した指標の中で重要と思われるものは何か。重要と思われる指標に着目しながら、その信用性を検討してみよう。〔Q50〕

(3) 菅野証言のうち、現場近くにいた人物の目撃状況（①その人物の行動、②その

人物の特徴と被告人の特徴との類似)に関する証言は信用できるか。前に指摘した指標の中で重要と思われる指標に着目しながら、その信用性を検討してみよう。
〔Q51〕

⇒：供述の信用性検討に関する2つの留意点

① メリハリのある検討

供述証拠の信用性を検討するに当たっては、どの指標が重要かを意識しながら検討することが大切であり、起案においても、事案や証言内容に応じた、メリハリのある検討をするよう心掛けるべきである。

② 同意された書証の信用性

証人尋問が実施された供述証拠は、その供述内容の信用性が争われているから、起案においても、信用性の検討が必要となる。しかし、相手方が信用性を争う旨の留保なく同意した書証については、検討した上で、特段信用性に疑問がなければ、起案でその信用性の検討過程に触れる必要はない。

第6 ここまでの間接事実を総合して考えてみよう

※ 第1編第1章第3の5(1), (2)

これまでに認定した間接事実を総合すると、被告人と犯人との同一性を推認することができるか。〔Q52〕

⇒：間接事実の総合評価

直接証拠がある場合とは異なり、間接事実を積み上げる事案では、個々の間接事実の評価とは別に間接事実を総合評価する必要がある。間接事実の総合評価をする際の特段の決まり事はないが、事実認定の骨組みを明らかにするような意識で検討することが望ましい。例えば、複数の間接事実の持つ推認力に大きな違いがあり、主たるものと従たるものに区別できるような場合には、その点を意識すべきである。また、複数の間接事実の中で、相互の関連性の強いものと弱いものがあれば、その総合評価は段階的になる（関連性の強い複数の間接事実の総合評価が第1段階としてあり得よう。本ガイドの間接事実1と間接事実2がその例である。）。また、要証事実が規範的な法律概念や主観的要件の場合には、種々の事実の総合判断になる場合が多く、その場合には、証拠から認定できた個々の事実について推認力の程度を検討する（〔Q27〕参照）というよりは、これらの事実を総合すると、なぜそのような判断になるのかの説明が求められることになる。

第7 被告人供述の信用性を検討してみよう

※ 第1編第1章第3の5(2), 第4の4

⇒ 積極的間接事実を総合すると、一応、被告人が本件の犯人であるように推認できるが、被告人の弁解内容によっては、この推認に対して合理的な疑いが生じる可能性があるから、ここで

被告人供述の信用性を検討することとなる。その際、被告人供述については、積極的間接事実の総合推認に対して、合理的な疑いを生じさせる程度の信用性があるか否かを検討すれば足りることに留意すべきである。

1 被告人はどのような供述をしているか。4つ挙げてみよう。

(1) 被告人の供述のうち、アリバイに関するものは第6の推認との関係でどのような意味を持つか。〔Q53〕

(2) 他の3つの供述はそれぞれどの間接事実に対応するか。〔Q54〕

2 被告人の供述について、次の点からその信用性を検討してみよう。

(1) 被告人は午後8時ころ自宅にいたが、古田からかかってきた電話に出なかったという供述に合理性があるか。〔Q55〕

(2) 佐藤から午後8時19分にかかってきた電話に出たことは、被告人のアリバイになるか。〔Q56〕

(3) 被告人がアルバイト先でけがを負ったという供述に合理性があるか。また、他の証拠による裏付けがあるか。〔Q57〕

(4) 事件前である9月30日に血こんが付着したという供述に合理性があるか。また、その供述に不合理な変遷はないか。〔Q58〕

(5) 犯行当時、革のジャンパーは捨ててしまっており、所持していなかったという供述は他の証拠による裏付けがあるか。〔Q59〕

3 結局、被告人供述は信用できるのか。〔Q60〕

第8 最終的な結論は？

以上の検討から、被告人と犯人との同一性について、最終的な結論を導き出そう。
〔Q61〕